

諮問番号：平成29年度諮問第11号

答申番号：平成29年度答申第12号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った重度心身障害者医療費受給資格の更新申請（以下「本件申請」という。）を却下する処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきであるという審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、平成26年8月の広島土砂災害の被災者であり、広島市A区B〇丁目において、年金収入で生活していた。平成28年、道路整備のため居住地を立ち退くことになり、審査請求人配偶者（以下「夫」という。）が広島市から補償金を受領したところ、夫の所得金額が所得制限額を超えたという理由で審査請求人の重度心身障害者医療費受給資格が非該当となった。
- (2) しかし、受け取った補償金は、即刻新生活をするために消費したため、手元には残っていない。
- (3) また、夫は、立退きに係る折衝時、広島市（復興工事事務所）の職員に「補償金は一時所得になるのか」と質問し、「建物、工作物、立木は5000万円控除の対象となる。」との回答を得て補償契約を締結し、立退きに応じた。夫は、補償金が一時所得や長期譲渡所得になるとは聞いていない。補償金の受領によってどのような影響が出るかは、折衝時に説明すべきである。
- (4) 広島C税務署によると夫の所得は、次のとおり算出されていた。
 - ア 公的年金等に係る所得金額は、〇円である。
 - イ 分離課税の長期譲渡所得に係る所得金額は、0円である。

【所得金額】

$$\begin{aligned} & (\text{土地代金} + \text{建物移転料} + \text{工作物移転料}) - \text{必要経費} - \text{特別控除} \\ & = (\text{〇円} + \text{〇円} + \text{〇円}) - \text{〇円} - \text{特別控除 (5000万円)} \\ & = \text{〇円} - \text{〇円} - \text{特別控除 (5000万円)} \\ & = \text{〇円} - \text{〇円 (5000万円)} \\ & = 0円 \end{aligned}$$

- ウ 総合課税の長期譲渡所得に係る所得金額は、0円である。

【所得金額】

$$\begin{aligned}
 & \text{立竹木移転料} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \\
 & = \text{〇円} - \text{〇円} - \text{特別控除 (5000万円)} \\
 & = \text{〇円} - \text{特別控除 (5000万円)} \\
 & = \text{〇円} - \text{〇円 (5000万円)} \\
 & = 0 \text{円}
 \end{aligned}$$

エ 一時所得に係る所得金額は、〇円である。

【所得金額】

$$\begin{aligned}
 & ((\text{動産移転料} + \text{移転雑費補償金}) - \text{必要経費} - \text{特別控除 (50万円)}) \times 1/2 \\
 & = ((\text{〇円} + \text{〇円}) - \text{〇円} - \text{特別控除 (50万円)}) \times 1/2 \\
 & = (\text{〇円} - \text{〇円} - 50 \text{万円}) \times 1/2 \\
 & = \text{〇円} \times 1/2 \\
 & = \text{〇円}
 \end{aligned}$$

オ 合計所得金額 〇円

- (5) その後、広島C税務署と協議した結果、一時所得に係る必要経費が〇円に改定されたことにより一時所得の額が〇円となり、所得の合計額も〇円となった。
- (6) 広島市の市民税・県民税の通知書によると、所得額（当初）は〇円（雑所得（公的年金等）〇円、譲渡・一時所得〇円）となっており、福祉関係についてのみ長期譲渡所得として上乗せされた形で所得に計上されるのは納得がいかない。
- (7) また、処分庁は、長期譲渡所得について、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第34条第4項に規定する金額としているが、税では特別控除で所得0円となっており、矛盾している。
- (8) 夫は本件処分後に広島市A区役所厚生部保健福祉課（以下「処分担当課」という。）の職員に対して所得の額の説明を求めたが、処分担当課の職員は、税務署に行くことを促すのみで、何ら説明を行わなかった。処分庁から送付された平成29年7月20日付けの「重度心身障害者医療費受給資格の非該当について（通知）」と題する書面（以下「本件通知書」という。）に記載された控除後の所得額の内訳は、処分庁の弁明書により知った。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件条例その他関係法令等の内容

ア 本件条例の規定

- (イ) 広島市重度心身障害者医療費補助条例（昭和48年広島市条例第62号。以下「本件条例」という。）第2条第1号は、「障害者」とは、身体障害者等のうち、

その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当する者等に該当する者をいう旨規定している。

(イ) 本件条例第3条第1項は、本件条例による医療費の補助を受けることができる者は、障害者であって、かつ、同項各号（第1号及び第2号）に該当するものとする旨規定し、当該各号は、それぞれ次の者を掲げている。

a 第1号 本市の区域内に住所を有する者

b 第2号 その者の前年の所得（規則の定めるところにより算出した所得をいい、1月から7月までの間に受けた診療等に係る医療費については、前前年の所得とする。本件条例第3条第2項において同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がない場合にあつては159万5000円、扶養親族等がある場合にあつては159万5000円に当該扶養親族等1人につき38万円（当該扶養親族等が同法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が16歳以上23歳未満の扶養親族であるときは、当該扶養親族1人につき63万円とする。）を加算した額以下の者

(ロ) 本件条例第3条第2項は、同条第1項の規定にかかわらず、本件条例による医療費の補助は、同項に規定する者の配偶者の前年の所得が、その者に扶養親族等がない場合にあつては628万7000円、扶養親族等がある場合にあつては当該扶養親族等の数に応じてそれぞれ次の表の右欄に定める額以上のときは、同項に規定する者に対して行わない旨規定している。

扶養親族等の数	金 額
1人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

イ 本件規則の規定

(ア) 広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則（昭和48年広島市規則第104号。以下「本件規則」という。）第2条は、本件条例第3条第1項第2号及び第2項に規定する所得は、地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする旨規定している。

- (イ) 本件規則第3条第1項は、本件条例第3条第1項第2号及び第2項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額等の合計額（本件条例第3条第2項に規定する者の所得にあつては、その合計額から8万円を控除した額）とする旨規定している。
- (ロ) 本件規則第3条第2項は、同項各号（第1号から第3号まで）に該当する者については、当該各号に掲げる額を同条第1項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする旨規定し、当該各号は、それぞれ次のとおり掲げている。
 - a 第1号 本件規則第3条第1項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号若しくは第10号の2に規定する控除を受けた者又は同項第3号に規定する控除を受けた本件条例第3条第1項に規定する者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額若しくは配偶者特別控除額又は社会保険料控除額に相当する額
 - b 第2号 本件規則第3条第1項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者についてはその控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）、同項第8号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき27万円、同条第1項第9号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき27万円
 - c 第3号 本件規則第3条第1項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

ウ 地方税法の規定

- (イ) 地方税法第313条第1項は、所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする旨規定している。
- (ロ) 地方税法第313条第2項は、同条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、同法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定するものとする旨規定している。
- (ハ) 地方税法第314条の2第1項は、市町村は、所得割の納税義務者が同項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする旨規定し、同項第6号において次の者及び

控除金額を掲げている。

第6号 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき26万円（その者が特別障害者である場合には、30万円）

- (エ) 地方税法附則第34条第4項は、市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、地方税法第313条第1項及び第2項並びに第314条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項等の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき地方税法附則第34条第6項第3号の規定により読み替えて適用される同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額（課税長期譲渡所得金額）の100分の3に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する旨規定している。
- (オ) 地方税法附則第34条第5項は、同条第4項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した所得税法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいう旨規定している。

エ 所得税法の規定

- (ア) 所得税法第22条第1項は、居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする旨規定している。
- (イ) 所得税法第22条第2項は、総所得金額は、同法第2編第2章第2節（各種所得の金額の計算）の規定により計算した利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（同法第33条第3項第1号（譲渡所得の金額の計算）に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び雑所得の金額の合計額並びに譲渡所得の金額（同項第2号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び一時所得の金額の合計額の2分の1に相当する金額の合計額とする旨規定している。
- (ロ) 所得税法第33条第1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下同条において同じ。）による所得をいう旨規定している。
- (ハ) 所得税法第33条第3項は、譲渡所得の金額は、資産の譲渡でその資産の取得の日以後5年以内にされたもの等による所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産

の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（譲渡益）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする旨規定している。

- (d) 所得税法第33条第4項は、同条第3項に規定する譲渡所得の特別控除額は、50万円（譲渡益が50万円に満たない場合には、当該譲渡益）とする旨規定している。
- (e) 所得税法第34条第1項は、一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう旨規定している。
- (f) 所得税法第34条第2項は、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする旨規定している。
- (g) 所得税法第34条第3項は、同条第2項に規定する一時所得の特別控除額は、50万円（同項に規定する残額が50万円に満たない場合には、当該残額）とする旨規定している。

オ 租税特別措置法の規定

- (7) 租税特別措置法第31条第1項は、個人が、その有する土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額）に対し、長期譲渡所得の金額（課税長期譲渡所得金額）の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する旨規定している。
- (i) また、租税特別措置法第33条の4の規定は、取引交換等の場合の譲渡所得等の特別控除について、次のとおり規定している。
 - a 租税特別措置法第33条の4第1項第1号の規定による読替え後の同法第31条第1項は、個人が、その有する土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額）に対し、長期譲渡所得の金額から5000万円（長期譲渡所得の金額のうち租税特別措置法第33条の4第1項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が5000万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額（課税長期譲渡所得金額）の100分の15に相当する金額に相当する所得税を課する旨規定している。
 - b 租税特別措置法第33条の4第1項第4号は、所得税法第33条第3項の

譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から5000万円（当該残額に相当する金額が5000万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額）を控除した金額とする旨規定している。

(2) 審査請求人の主張について

ア(ア) 審査請求人は、補償金が手元に残っていないにもかかわらず所得とされることや、福祉と税とで所得に係る取扱いが異なることについて、納得できないと主張している。

(イ) この主張により審査請求人は、公共事業に起因する移転補償金等をその目的に従って費消した場合、補償金収入が医療費負担能力の向上につながらないにもかかわらず所得として取り扱われ、結果として医療費の受給資格が失われることの合理性に疑問を呈しているものと解される。

(ロ) ところで審査請求は、行政庁の行った処分が法令（条例及び規則を含む。）に規定する処分要件を充足しているかを審理するものである。このため、この主張については、どのような収入をもって受給資格の基準とすべきかという制度設計に係る主張ではなく、所得の判断における法令適用に係る主張と善解して、判断を行うこととする（詳細は、後記(3)で述べる。）。

イ(イ) 他方、審査請求人は、補償金による医療費受給資格への影響は補償契約締結前に説明されるべきであったとし、また、本件処分後に処分担当課の職員に説明を求めても、所得の内訳について回答が得られないばかりか税務署に問い合わせるよう求められたとして、職員の対応に不満を述べている。

(イ) 確かに、あらかじめ医療費受給資格への影響を把握した上で補償契約締結に応じるかを判断したかったという審査請求人の心情も理解できるところである。また、審査請求人が説明を求めたのは、本件通知書に本件処分の理由として記載された内容に係るものであることから、処分担当課の職員が何ら説明を行わなかったとすれば、その対応には疑問が残る。

(ロ) しかしながら、これらの主張は、本件条例等に規定された処分要件を充足するか否かの観点での主張と異なるものであるため、本件審査請求の審理において、当該主張をもって本件処分が違法又は不当と判断することはできない。

(3) 夫の所得が所得制限額以上であるかについて

ア 夫の所得に係る所得制限額

(ア) 本件条例第3条第2項は、障害者の配偶者の前年の所得が、当該配偶者に扶養親族等がある場合にあっては当該扶養親族等の数に応じて同項の表に定める額以上のときは、医療費の補助を行わない旨規定しており、同表によると、扶養親族等が2人である場合の所得制限額は、674万9000円である。

(イ) 本件申請は、平成29年8月から平成30年7月までの間の診療等に係る医

療費についてのものであり、夫の扶養親族等の人数は、2人である。

- (ウ) したがって、本件申請における夫の所得制限額は、平成28年の所得について674万9000円となる。

イ 夫の平成28年の所得の額

- (ア) 本件処分時の判断における所得の額

a 雑所得の金額

夫の雑所得（公的年金等）の金額が〇円であることについては、双方に争いが無い。雑所得の金額は、総所得金額の一部として計上され本件条例第3条第2項に規定する所得となる（本件規則第3条第1項、地方税法第313条第1項及び第2項並びに所得税法第22条第1項及び第2項）。

b 分離課税の長期譲渡所得の金額

(a) 分離課税の長期譲渡所得の金額について、対象となる収入の金額が土地代金、建物移転料及び工作物移転料に係る補償金の合計額〇円であること、必要経費の額が〇円であることについては、双方に争いが無い。

(b) これに対し、当該所得に係る本件条例第3条第2項に規定する所得の判断において、特別控除（5000万円）が適用されるかについては、双方の主張に争いがあり、以下のとおり判断する。

① まず、一般的に資産の譲渡による所得は、譲渡所得として総所得金額の一部として計上される（所得税法第22条及び第33条）。しかし、租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得については、総所得金額と合計せず、分離して税額が計算される（本件規則第3条第1項及び地方税法附則第34条第4項）。

② 地方税法附則第34条第4項によると、このような長期譲渡所得については、長期譲渡所得の金額から、租税特別措置法第33条の4第1項の規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額（5000万円）を控除した金額を課税長期譲渡所得として、市町村民税を課することとされている。

③ これに対して本件規則第3条第1項は、課税長期譲渡所得の金額（5000万円を控除した後の金額）はなく、長期譲渡所得の金額（控除する前の金額）をもって所得の額としている。

④ したがって、当該所得の金額は、本件条例第3条第2項に規定する所得の判断において特別控除（5000万円）が適用されない。

(c) そして、地方税法附則第34条第5項によると、同条第4項に規定する長期譲渡所得の金額については、所得税法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除（50万円）をしないで計算したところによる。）をいうものとされている。

(d) したがって、分離課税の長期譲渡所得の金額は、補償金の合計額〇円から

必要経費の額〇円を控除した残りの額〇円である。

c 総合課税の長期譲渡所得の金額

(a) 総合課税の長期譲渡所得の金額について、対象となる収入の金額が立竹木移転料に係る補償金の額〇円であること、必要経費の額が〇円であること、特別控除により当該所得の金額が〇円となることについて、双方に争いが無い。

(b) 総合課税の長期譲渡所得の金額は、総所得金額の一部として計上され本件条例第3条第2項に規定する所得となる（本件規則第3条第1項、地方税法第313条第1項及び第2項並びに所得税法第22条第1項及び第2項）。しかし、当該補償金については、必要経費の額〇円が控除され（同法第33条第3項）、更に5000万円の範囲内でその控除後の残額に相当する金額が控除されるため（租税特別措置法第33条の4第1項第4号）、当該所得の金額は〇円である。

d 一時所得の金額

(a) 一時所得の金額について、対象となる収入の金額が動産移転料及び移転雑費補償金に係る補償金の合計額〇円であること、本件処分時の判断において必要経費の額が〇円であったことについては、双方に争いが無い。

(b) 一時所得の金額は、まず、一時所得に係る総収入金額〇円から必要経費の額〇円を控除する（所得税法第34条第2項）。

(c) 次に、その残額〇円から特別控除額50万円を控除する（所得税法第34条第2項及び第3項）。

(d) さらに、その残額〇円の2分の1に相当する額〇円を算出する（所得税法第22条第2項第2号）。

(e) そして、当該算出した金額（一時所得の金額）は、総所得金額の一部として計上され本件条例第3条第2項に規定する所得となる（本件規則第3条第1項、地方税法第313条第1項及び第2項並びに所得税法第22条第1項及び第2項）。

e 合計額

雑所得の金額、分離課税の長期譲渡所得の金額、総合課税の長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額（aからdまで）の合計額は、〇円となる。

(i) 本件規則による控除額

a 社会保険料等控除の額

夫は、審査請求人の配偶者として本件条例第3条第2項が適用される所、同項に規定する者の所得にあつては、その合計額から8万円を控除することとされている（本件規則第3条第1項）。

b 医療費控除の額

市町村民税につき地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費

控除を受けた者については、その者の所得の合計額から当該医療費控除額を控除することとされているところ（本件規則第3条第2項第1号）、夫に係る医療費控除額が〇円であることについては、双方に争いが無い。

c 障害者控除の額

市町村民税につき地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その者の所得の合計額から当該控除の対象となった障害者1人につき27万円を控除することとされている（本件規則第3条第2項第2号）。

d 合計額

社会保険料等控除の額、医療費控除の額及び障害者控除の額の合計額は、〇円となる。

(7) 本件規則による控除後の所得の額

本件処分時の判断における控除後の所得の額は、〇円となる。

ウ まとめ

以上のとおり、本件処分の判断における夫の所得の額（控除後）は、所得制限額以上の額である。したがって、審査請求人について、重度心身障害者医療費受給資格を非該当とした本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

(4) 本件処分後に行われた所得更正について

ア 所得更正に係る審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分後に広島C税務署と協議した結果、一時所得に係る必要経費の額が〇円から〇円に更正されたと主張している。

イ 審査請求人の主張に対する判断

(7) まず、一時所得に係る総収入金額〇円から更正後の必要経費の額〇円及び特別控除額50万円を控除し、その残額〇円の2分の1に相当する額〇円を算出すると、当該算出した金額が一時所得の金額となる。

(i) 次に、雑所得の金額、分離課税の長期譲渡所得の金額及び総合課税の長期譲渡所得の金額（(3)のイの(7)のaからcまで）及び一時所得の金額(7)を合計すると、〇円となる。

(ii) そして、この合計額から控除額〇円（(3)のイの(i)）を控除すると、控除後の所得の額は、〇円となる。

(e) したがって、所得更正に伴う夫の所得（控除後）は、所得制限額以上の額であるため、審査請求人は、夫の所得更正後においても重度心身障害者医療費の受給資格に該当しない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

平成30年 2月 1日 審査庁から諮問書を受領
平成30年 2月19日 第1回合議体会議 調査審議
平成30年 3月26日 第2回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 夫の所得が所得制限額以上であるかについて

(1) 夫の所得に係る所得制限額

重度心身障害者医療費受給資格については、本件条例第3条第2項の規定により配偶者の前年の所得が所得制限額以上の場合には非該当となるところ、本件申請における夫の所得制限額は、審理員意見書のとおり〇円であることが認められる。

(2) 夫の平成28年の所得の額

ア 審査請求人は、夫の所得のうち広島市からの補償金（土地代金、建物移転料及び工作物移転料）に係る長期譲渡所得の金額について、本件条例第3条第2項に規定する所得の判断において、課税上の所得の計算と同様に、特別控除（5000万円）が適用されるべきである旨主張する。

イ この点、アの夫の長期譲渡所得は、租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得に該当し、他の所得と区分して、分離して税額が計算される（本件規則第3条第1項及び地方税法附則第34条第4項）。

地方税法附則第34条第4項によると、こうした分離課税の長期譲渡所得については、長期譲渡所得の金額から、租税特別措置法第33条の4第1項等の規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額（5000万円）を控除した金額を「課税長期譲渡所得」として、市町村民税の所得割を課することとされている。

しかし、本件規則第3条第1項に規定する所得の額の計算において、「地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とは、同条第5項に規定する金額であるから、アの夫の長期譲渡所得の金額は、本件条例第3条第2項に規定する所得の判断において特別控除（5000万円）が適用されるものではない。

ウ そして、本件規則第3条の規定により計算した夫の所得の額は、審理員意見書のとおりであり（本件処分時が〇円、所得更正後が〇円）、(1)の所得制限額以上の額であることが認められる。

(3) 以上のことから、審査請求人について重度心身障害者医療費受給資格の非該当となることは明らかである。

2 職員の対応に係る主張について

(1) 審査請求人は、補償金による医療費受給資格への影響について補償契約締結前に説明されるべきであり、また、本件処分後に処分担当課の職員に対して所得の額の説明を求めたが税務署に行くことを促すのみであったとして、職員の対応について不

満を述べている。

- (2) この点、処分担当課においては、審査請求人から本件処分に係る所得の額の説明を求められたのであれば、その計算方法等を十分に説明することが望ましかったといえ、審査請求人の心情は理解できるところであるが、このような主張は、本件条例等に規定された処分要件を充足するか否かの観点での主張と異なるものであるため、審理員意見書のとおり、それをもって本件処分が違法又は不当と判断することはできない。

広島市行政不服審査会合議体

委員(合議体長) 大久保 隆志、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実